

平成28年宇治田原町議会運営委員会

平成28年6月2日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成28年度第2回(6月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③再開日について
- ④常任委員会の日程について
- ⑤補正予算特別委員会の日程について
- ⑥提出議案について
- ⑦議事日程(第1号)について
- ⑧要望等について
- ⑨行政諸報告について
- ⑩その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	1番	稲石義一	委員
副委員長	7番	垣内秋弘	委員
	5番	今西久美子	委員
	10番	上林昌三	委員
	11番	谷口重和	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君

企 画 財 政 課 長 奥 谷 明 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 村 山 和 弘 君

庶 務 係 長 岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（稲石義一） 皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方には大変ご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会は、平成28年第2回定例会における議会運営について、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

なお、山内議員が傍聴に見えられておりますので、ご報告しておきます。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。新緑の初夏を感じる季節になってまいり、新茶は終盤の時期に入ってきております。

委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力いただいております。厚くお礼を申し上げます。

今週日曜日の29日には、多くの区で春のクリーンキャンペーンごみゼロ運動が実施されました。ありがとうございます、お疲れさまでございました。

6月に入ると梅雨を迎える時期となってまいりました。辺でありますと、梅雨入りは7日でありまして、昨日、1日には町内危険箇所の防災パトロールを実施したところがございます。

本日は、公私ともお忙しいところ、稲石委員長、垣内副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。来週9日に開会していただきます平成28年第2回6月定例会におきましては、予算関係として、一般会計補正予算が1件、条例関係として、個人番号法にかかわる条例改正、保育事業にかかわる条例改正の2件、また、一般議案として、宇治田原山手線の土地取得にかかわるもの、そして、報告案件として、一般会計と水道事業会計の繰越明許費繰越計算書であります。合計4議案、2報告をお願いするところがございます。後ほど議案等の概要を説明させていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） どうもありがとうございました。

これより議事に入ります。

日程第1、平成28年第2回定例会についてを議題といたします。

1つ目の署名議員について、事務局からお願いいたします。局長。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、4番、安本修議員、7番、垣内秋弘議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） 続きまして、2つ目の会期について。会期については、6月9日から6月23日までの15日間といたします。

3つ目、再開日について、14日火曜日午前10時から一般質問、15日水曜日を予備日といたしまして、23日木曜日午前10時から閉会予定でございます。

4つ目の常任委員会の日程についてでございますが、16日木曜日午前10時から総務建設常任委員会、17日金曜日午前10時から文教厚生常任委員会を開催いたします。

5つ目の補正予算特別委員会の日程について、20日月曜日午前10時からといたします。

この日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） 異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

次に、6つ目の提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと存じます。

まず、補正予算について1件として、ご説明願いたいと思います。その後、条例関係2件と財産取得1件は一括で、ご説明のほうをよろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。副町長。

○副町長（田中雅和） そしたら、まず、補正予算の議案を説明させていただきますので、議案番号第36号という議案があると思いますので、これにつきましてご説明させていただきます。

まず、議案の概要になりますので、まず、補正予算の議案の1枚だけめくっていただけますでしょうか。1枚めくっていただきますと、ここに、2ページ目になりますけれども、第1表ということで、歳入歳出という表を上げております。

歳入のほうですけれども、補正額という欄があると思いますけれども、これのそれぞれありまして合計額が3,437万5,000円、それから、それに伴います歳入合計ですけれども、これが44億3,937万5,000円になっているということでございます。歳出につきましても、同額の補正額と歳出の合計額というふうになっております。

それともう一つ、右のページ、3ページでございますけれども、地方債の補正についても、枠の拡大といいますか、新設がありますけれども、地方債につきましても、現在、

道路改良舗装事業につきましては1億1,550万になっておりますけれども、これに400万円の増ということで1億1,950万円をお願いしたいというところでございます。

それともう一つ、観光施設整備事業につきましては、現在ゼロとなっておりますが、これを90万円の増ということでお願いをしたいところでございます。

それでは、個々の補正予算でお願いしている事業につきましてご説明したいと思しますので、議案書を少しちょっと横に置いていただきまして、横長のこういった資料、第36号議案、補正予算概要というのがあると思うのでそれを出していただき、それとあわせまして、補正予算案書主要事項調書というの、こういった縦長のものがありますので、両方お願いできますでしょうか。それに基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初は、概要のほうの番号1と振っておりますけれども、総務課所管でございまして、これの職員人件費でございまして。右の概要にも書いておりますように、非常勤嘱託職員を新たに設置しようということを考えております。現在の非常勤嘱託の中に参与という新たな職を、規定の変更によりまして設置をしようと思っております。この参与につきましては、町長への助言ということで、例えば、具体的には危機管理、あるいは少子化対策、あるいは小中一貫教育、こういった課題につきまして町長への助言をお願いするというところで参与を新たに設けます。それに伴いまして、報酬が増になりますので、292万7,000円をお願いするところでございます。

番号2に移らせていただきます。企画財政課、お茶の里振興基金積立でございまして。これは、去る5月26日にお茶の里振興寄附金1万5,000円をいただきましたので、これを基金に積み立てようということでお茶の里振興基金に積み立てます。現在145万5,000円余りありますので、これに1万5,000円足しまして、基金の残高は147万円になります。

それから、次に移らせていただきます。

3番目です。税住民課が所管しております戸籍住民基本台帳費、これでございますけれども、概要に関しましては個人番号交付事業の交付金の増ということで、これにつきましては、実際にマイナンバーカードを作成している、委託しているんですけれども、これは全国一律ですけれども、J-LISという機関があります。このところにマイナンバーカードの作成をお願いしておりますのでその費用ということで、1回目は74万5,000円を既に予算計上をお願いしております。その74万5,000円を含めた金額は補正前の金額として上がっているんですけれども、その74万

5, 000円に、今回新たに2回目の委託料の支払いということで242万9,000円ということで、これについては本年度の予想されるマイナンバーカードの数によって計算して、2回目の交付金ということで国から全額補助が来ておるところでございます。

それから、4番目に移らせていただきます。福祉課の所管でございます。これは、児童福祉総務費ということで、右の概要にありますように、子育て世帯臨時特例給付金給付ということで、これの事務費の過年度分の返還金ということで、これにつきましては、一般財源から42万円を都合して、これの精算金としてお返しをするということでございます。これに伴います事業費の精算につきましては、また改めて補正をお願いする必要がありますということかというふうに思っております。

5番目のほうに移らせていただきますけれども、これにつきましては、主要事項調書の、この縦長のほうですけれども、これを1枚めくっていただけますでしょうか。

これは地域子育て支援センターの拡張移設事業ということで、それと、もう一つ下に、こういった横長の図面をお配りさせていただいておりますので、これもあわせてお願いしたいんですけれども。

まず、横長の資料を少し見ていただきますと、これにつきましては、地域子育て支援で現在保育所のほうにあります。これを、3月議会で廃止ということで条例もお願いしたところでございますが、診療所の跡に移します。そして、機能の拡充を図るということで、これにつきましてはの財源手当てですけれども、国あるいは府のほうから400万円の3分の2を限度というふうな決まりといたしますか、そういった縛りがありますので、そのうち400万の3分の2、266万6,000円とあります、その半分ずつを国と府が支援で補助金が参ります。残りは一般財源で手当てするという、そういった財政構成になっておりまして、その中身につきましては、図面のほうと、それから主要事項の両方を見ていただきながらですけれども、先ほど申しましたように、主要事項調書にも書いておりますけれども、いわゆる診療所の中に支援センターを新たにということで。

図面のほうを見ていただきますと、ハッチングといたしますか、少しグレーに塗っているところが今回改築する中身でございます。まず、入っていただいて真ん中に事務室をつくり、その横のほうに支援センター室というふうに書いておりますけれども、ここ約60㎡ありまして、このところについて一定整理をしていくということでございます。それから、その右に授乳等スペースも設けると。それから、そのほか改築につきましては、例えば手洗いにつきましては子ども用に下げるということで2カ所あり、ある

いはトイレにつきましても改修を、子ども用の便器を入れかえる。それから、畳のスペースについても畳を入れかえ、そういった壁あるいは手すり、こういった改修を行いたい。その費用が、主要事項調書に書いておりますように728万円をお願いしたいということです。それから備品の購入、こういったことをしまして、工事は議会終了後7月から大体3カ月間で実施し速やかに開始をしていきたいと、移転をしていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。以上が5番目の地域子育て支援センターの拡張移設事業費でございます。

それから、その次の6番目でございますけれども、これにつきましても、主要事項調書の1枚めくっていただいた2ページ目でございますので、これもあわせていただきたいと思えます。

これにつきましては、病児・病後児保育事業ということで、先ほど申しました診療所の跡に、現在、地域支援センターがありますが、これを移転しますので、その後に今回病児・病後児保育事業という事業を行おうというものでございます。これにつきましては、ここに書いておりますけれども、工事の中身については、現在の支援センターの跡に若干のカーテンの仕切りだとか、あるいはベット、空気清浄器、こういった工事、17万3,000円、あるいは備品を購入することによって61万3,000円と、こういった事業で合わせて88万2,000円をお願いするところでございます。

なお、当初予算でお願いしておりました47万2,000円につきましては、これにつきましては別途、京田辺にあります田辺中央病院のやすらぎ保育所、こちらのほうで、いわゆる診察を受けてそのまま保育もお願いしたいと、こういった方がそちらのほうで保育をやっていただくとそういった事業でございまして、これにつきましては、準備を現在、早急に利用ができるように進めているところでございます。今回、保育所で設けますこの事業につきましては、いわゆる急遽熱が保育期間中出たとか、そういった方を保護者がお迎えに来られるまでに一時預かりという形のものでございます、このために看護師さんを1人配置すると。この看護師さんの費用につきましては、既に当初予算で計上済みの中で対応していきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それからその次、7番目、建設環境課の町道新設改良事業でございます。すみません、先ほどの6番につきましては、国と府と町の事業、3分の1ずつの負担になっております。

それから、7番目に戻ります。これも主要事項調書の3ページのほうを見ていただけますでしょうか。

この事業費450万円でございます。これは、具体的に2の23号線という路線名でございます。南区地内で宝国寺がございまして、宝国寺へ町道から行く犬打川の右岸側の堤防道路のところなんですけれども、元井手団地があったところの横なんですけれども、ここについては少し道路が狭く、あるいは急勾配になっているところがありますので、そこにつきまして改良を来年度着工に向けてその準備ということで、設計あるいは測量、あるいは物件調査等を行っていきたくと。来年に向けての準備事業ということで、これにつきましては町債を400万円お願いし、そして一般財源を50万円充てたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それでは、横長の資料の、1枚めくっていただきまして、8番に移らせていただきます。8番につきましても、主要事項調書の4ページをお開き願います。

産業観光課、観光まちづくり促進事業、これにつきましては、事業概要にも書いておりますように地方創生推進交付金、これを活用いたしまして事業を起こすものでございます。それでございますので、2分の1が交付金が来ますので870万円、435万が交付金、そして残り90万円を町債を充て、そして、さらに一般財源を充てると、こんなふうに考えております。

内容につきましては、主要事項の中の調書に書いておりますように、大きく3つの柱を分けて事業を進めようということでございます。

まず、1つ目の黒い四角で囲っておりますように、観光戦略拠点環境整備事業ということで、220万円をお願いしたいということでございます。この中身につきましては、その文章の3行目に書いておりますように、宗円生家さんの進入路のところがこのように階段になつとりますけれども、少し修繕が必要ということでございます。これをきっちと整備をし、来訪者の安全を確保していきたいと、こんなふうにハード事業でございまして220万円お願いし、そして、その次にまとめて書いていますように、観光ポータルサイト構築基礎調査等事業実施で250万円でございます。これにつきましては、いわゆる観光情報発信につきましてポータルサイトを来年度に構築したいと、そのための企画調査費ということで250万円をお願いしたいところでございます。3番目につきましては、いわゆる主要観光施設等整備デザイン事業の400万円、これにつきまして、特にこの項で書いていますように、くつわ池の公園、これにつきましての勉強会を始める中でやはりコンサルタントのほうも比較し、そういった専門的な意見も聞きながらということで、活用方策やあるいは整備の方針を作成していきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

これを受けまして、来年度につきましては、町全体のネットワークを視野に入れた、他の観光施設との環境整備を含むランドデザインを作成していきたい、こんなふうになっているところがございます。

なお、備考欄には、先ほど申しました交付金の内容のことを書いております。

それから、最後になります、9番目です。学校教育課の通級指導教室運営事業ということでございます。

これにつきましては、すみません、これも主要事項調書の5ページのほうに書かれておりますので、こちらを見ていただきながらお願いしたいと思います。

311万8,000円ということでございます。これも今回、現在、補正前ということで13万円上げておりますけれども、これにつきましては、通級指導教室につきましては当初予算のほうでお願いしてございまして、井手町の多賀小学校のほうで現在開設しており、一緒にやっていただくということで26年から始めておるわけですが、これは、今回、田原小学校のほうで、宇治田原町の子どもさんを対象にした教室を新たに設置しようということで。

資料のもう一つ下のほうに1枚物の図面が入っていると思いますので、これを見ていただきまして、資料となりますので。

ここ旧館2階ということで下のほうに書いてありますけれども、当直室の横に多目的室というのがございます。これを中に書いておりますように若干の改修を行うということでございます。例えば床やサンダーがけ光沢塗装とか、あるいは壁ペンキの塗りかえ、木製框の新設、照明、こういった改築工事をやっていって、そして、現在小学校の通常学級に在籍されている子どもさんのうち言語障害や発達障害、こういった症状を持たれる子どもさんに対して、学習上、生活上困難の改善をするために指導を行うということでございます。

この指導体制、一番下に書いておりますけれども、既に4月から田原小学校で先生を1名、府の教育委員会のほうから配置をしていただいておりますので、この先生が今現在カリキュラムを作成中でありまして、井手町のほうの多賀小学校には、週一、二回だと思っておりますけれども、現在5人の方が通っておられます。田原小学校に4人、あるいは宇治田原小学校に1人ということでございます。現在カリキュラムを作成中でありまして、時間帯だとか、週に何回だとか、そういったことを今調整中でありまして、しかも、学校も井手町まで行かなくてもいいということで、人数等につきましては今後ふえることも考えているところがございます。そのあたりにつきましては、保護

者さんとも生徒さん等の状況を見ながら対応をしていけるようになります。

それで、次に、また横長のなんですけれども、合計欄のところ読みますと、再度繰り返しになりますけれども、予算額として3,437万5,000円のうち、国・府・寄附・町債、それぞれ補助等受け、寄附あるいは町債を引かずに、一般財源として1,942万7,000円を計上しておりますけれども、この一般財源をどうするかということでございますけれども、これにつきましては27年度決算見込みが、実は実質収支、いわゆる剰余金ということで1億7,805万4,000円を今現在見込んでいるところでございます。そういった中で、いわゆる地財法に基づく基金の積み立ての一定指導も受けておるところでございますので、9,000万円を基金に積み立て、それから、もう既に当初予算で繰越金ということで1,000万円は繰越金という計上しておりますので、残り7,805万4,000円、このうちの中から一般財源の1,942万7,000円を充てようということをお願いしたいところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（稲石義一） 補正予算に係ります説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと存じます。何かございませんか、ただいまの補正予算につきまして。谷口委員。

○委員（谷口重和） 旧診療所ですけれども、この建築物は、耐震はどうなっているのか。

○委員長（稲石義一） 副町長。

○副町長（田中雅和） これは昭和62年に完成しておりますので、いわゆる57年よりもこちらでございますので、耐震は新しい基準にのっとった設計になっているというところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（稲石義一） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと質問というか要望なんですけれども、診療所については前回も一度見に行ったことがあったかと思うんですが、ちょっと改めて、補正予算の中で、特別委員会の中で視察したいなというのと、あと、田原小学校の多目的室を通級指導教室にするということもあるので、ここもちょっと見たいなと思うんですが、お願いただけますでしょうか。

○委員長（稲石義一） それは補正予算特別委員会に付託されますので、その中で、現地に行くか行かへんか、事前に補正予算特別委員会の正副委員長と私の議運のほうで調整させていただいて、時間割も含めて、20日の日に付託されていきますので、その時間割も含めて調整させていただいてご返事させていただくと。その折に、補正予算特別委員会の正副委員長から検討結果をご報告いただくというふうにさせていただきたいと思

います。よろしいですか。

○委員（今西久美子） はい。

○委員長（稲石義一） ほかにございませんか。上林委員。

○委員（上林昌三） 概要の2番目です。お茶の里振興基金積立が現在145万5,000円あるということを知りましたが、これは初年度、一番初めはいつから、このお茶の里振興基金を積み立て始められましたか。

それと、ずっと、多分、積み立てやからだんだんたまっていく、ためていくということは当たり前の話ですけども、どのぐらいためて何を使うという、それは必要なときにこのお金を使って何かなさると思いますけれども、当面ためていくばかりじゃなくて、こういう基金を早い目にもう使って、実際そうしたお茶の里のほうへ早う使わんと、お金ばかりためていってももう使わんとあかんという。一言で言うと、ためてばかりじゃいかんのかなと思います。ちょっと今2点ほど知りましたが、お願いします。

○委員長（稲石義一） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ただいまのご質問でございます。

まず、今回のご寄附いただいた1万5,000円の趣旨でございますが、要は、宇治田原の茶業の振興に役立てていただきたいということでご寄附いただいたものでございます。そうした中で、私どもは基金に積ませていただくという場合に、どういう基金に積ませていただいたらいいかということで検討いたしましたところ、この宇治田原町お茶の里振興基金に積ませていただければと。と申しますのが、この基金条例が平成2年にできております。趣旨は、本町が日本緑茶発祥の地として地域振興を図る事業の資金に充てるためこの基金を設置するという目的、これが一番近いのではなかろうかということで、ここに積ませていただこうと。

現在、先ほど副町長申し上げましたように147万円の基金残高になるわけですが、確かに、大きな事業をするにはまだちょっと少ない額ではあるんですけども、ご指摘のように、そういう趣旨に合う事業、合致した折にはこういうものを活用させていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（稲石義一） 上林委員。

○委員（上林昌三） 大変、平成2年と大昔からたまってきて、わずかな今回の分も加えて147万ですけども、今まで一度も崩されたということはなかったんですか。これだけの年月でこれだけの金額しかたまっていないのは、ちょっと少な過ぎませんか。

○委員長（稲石義一） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） すみません、ただいまちょっと私の手持ちがございませんので、これまでに活用した事例につきましては、ちょっと持ち帰って調べさせていただきたいと思います。

確かに、近年利子の分を積みさせていただくぐらいしか、今最近ではしていないように存じておるところでございます。以上でございます。

○委員長（稲石義一） ただいまの、平成2年に基金を造成してから、積み立てが26年間ですかされてきて、取り崩した経緯等もちょっとわからないようですので、その辺、おわかり願えれば、今度の補正予算の特別委員会の中で資料として提供していただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 了解いたしました。

○委員長（稲石義一） それでは、ただいまの上林委員のご質問については、資料を補正予算特別委員会のほうに、基金の推移等を含めて提出していただくことといたします。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） ほかにないようでございますので、補正予算につきましては、以上で終わらせていただきます。

続きまして、条例関係2件と財産取得議案1件の一括説明をよろしくお願い申し上げます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、まず、議案第37号、個人番号に関する条例について説明をさせていただきます。

これにつきましては、少し資料のほうがわかりやすいと思いますので、条例を少し横に置いていただきまして、資料の中でこういった2枚物ですけれども、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する、こういった資料があると思いますので、これについてお開きをお願いします。

よろしいでしょうか。

この資料を概要ということで説明させていただきますと、条例改正の経緯という中で少しわかりやすく書いていると思いますので、お願いします。

丸の2つ目、真ん中辺に、条例改正の経緯というふうに書いております。その中の6行目になるんですけども、ちょっとここを読ませていただきますと、本町では、法定事務の庁内連携につきましては、既に平成27年12月、昨年12月に条例を制定しており、これによりまして今回マイナンバーを利用する町独自の事務、これの独自利用

事務とありますけれども、この2つを条例規定すると、これによりまして法定事務及び独自利用事務の両方でマイナンバーを利用することが可能になるという、こういうことでございます。

これにつきまして、1枚めくっていただきますと、どういうことかといいますと、少しおさらいの面になって申しわけないかもしれませんが、真ん中の辺に連携のイメージというふうに書いております。いわゆるマイナンバーを使った情報の提供あるいは連携と、こういったことにつきましては法定事務がありますけれども、この法定事務につきましては、庁の内部、例えば税住民課と福祉課、それから教育委員会、この2つとの情報のやりとりをマイナンバーを使ったらできますよと、こういうことをイメージで書いています。それを、上のほうの文章で書いておりますように、法定事務のところなんですけれども、既にこれは今年の1月からマイナンバーの利用、あるいは庁内の利用、あるいは異なる自治会の利用ということができております。

それから、復習になりますけれども、法定事務の中で、国やあるいは他の地方公共団体との情報の連携、これにつきましては条例は要らないんですけれども、イメージ図の下に書いておりますように、こういったところのやりとりができる。ただ、これは米印のほうの下に書いておりますように、いわゆる情報提供ネットワークシステムというこれがあります。これを利用した情報の連携ということになりますので、このシステムが動くのが、ここの上の表に書いてありますように29年7月ということでございますので、これについては若干おくれで来年から利用が可能ということに実際にはなっているということでもあります。

ちなみに法定事務というのは、1枚めくっていきまして、最後のページのほうに書いてありますけれども、これが法定事務の25件ということで、既にこれが運用もされているところのものでございます。

それで、今回お願いするのは、上の表の右のほうに書いておりますように、独自利用事務ということで、今回お願いする分でございます。

具体的にどんな条例があるかといいますと、前のページをめくっていただけますでしょうか。

1ページ目になりますけれども、丸の一番下でございます。宇治田原町の独自利用事務ということで、まず10個の利用事務がございます。1番目、例えば心身障がい者及び父子、母子家庭児童生徒に対する医療費の支給に関する事務というようなことで、ここから7番目までの予防接種を受けた者に対する予防接種等の助成に関する事務、この

7つにつきましては、少しまた行ったり来たりしますけれども、2ページ目のほうに書いてありますけれども、これは同じ庁内の中ということで、イメージ図でいう上のほうの右のこの枠の中でのやりとりということになります。これにつきましては、条例の公布日から利用できるということで、2番目に書いておりますように、これができるということでございます。

それから、もう1回、また1ページに戻っていただきますと、8番目、高校（専修学校及び各種学校を含む。）に通学する生徒の保護者に対する通学費の補助に関する事務、ここから10番目の私立幼稚園設置者が当該幼稚園に在籍する園児の保護者に対し入園料及び保育料の軽減に関する事業に関する補助金のほうに関する事務、この3つにつきましては、また戻っていただきまして、これは教育委員会との関係でございますので、イメージ図でいう上の右のほう、左と右のこのやりとりになります。これも公布日から実施ができるということでございます。

なお、これにつきましては、国の機関やあるいは他の地方公共団体との情報の連携、これにつきましては、先ほどの法定事務と同じでございますので、このネットワークシステムを利用するということでございますので、実施するのは来年の7月からの利用が可能になるということでございます。

以上が、マイナンバーに関する条例の一部改正についてのものでございます。

それから、引き続きでよろしいですね。

それから次、議案第38号についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

これにつきましても、少しかみ砕いてわかりやすくということで作らせていただきました資料がございます。1枚物でございますけれども、議案第38号資料ということで、縦長の資料がございますので、これをお願いします。

まず、この条例につきましては、現在、宇治田原町におきましては、家庭的保育事業等の事業は、こういった保育事業をやっておられるところはございません。町自身もやっておりません。しかしながら、これは児童福祉法等に定められて町のほうでもつくりなさいよといったことがありまして、26年9月議会でもお願いし、そして条例を制定していただいているものがございます。その改正ということで、今回、下に書いておりますように、以下の改正をしております。改正の内容につきましては、追加で記載されたというふうな形になります。

1ページ目の上のほうの枠の部分では変わらないんですけども、その下の枠のところ見ていただきますと、例えば上のほうに若干触れますと、こういった基準があります、

ゼロ歳児はおおむね3名につき1人の保育士が要りますよと。それから、一番下に括弧書きで書いていますように、保育士は最低2人は要りますよと。家庭的保育事業をやるということになると、最低は2人要りますよということでございます。

そういう中におきまして、さらに、乳幼児及び幼児の年齢別の配置基準において必要保育士が1名となる時間帯に限ると。この場合において、1名に加えて配置する保育士を、保育士と同等の知識と経験を有する一定の者にかえることができる。具体的に例えばを申しますと、朝の早い時間帯、そういった時間帯において、例えば5歳児さんが30名につき1人でございますので、本当に朝早く、10人しか5歳児さんがいらっしゃらないということになりますと保育士さんは1名、もう1人は、2人要りますから、2人います。そのうちの1人につきましては、下のほうの条項を読みますと、保育士と同等の知識を経験をされたらそれでもいいよと、保育士の資格はなくてもいいですよ。こういった朝夕の人数が少ないときにおける配置の弾力的措置ができるという、そういう改正の内容でございます。

それから、後ろをめぐっていただきまして、これにつきましては、幼稚園だとか小学校の先生の資格を持っておられる方はいけるということで、これも下のほうの枠に書いておりますように、配置する職員の3分の1を超えない範囲内に限って、幼稚園児の教諭あるいは小学校教諭、養護教諭の免許を有しておられれば保育士とみなすことができると。3分の1を超えない範囲ということ、こういった規定が少し緩和されたということでございます。

それから、加配人員における保育士以外の人員配置、これにつきましてもこういった中身で、8時間以上開所し8時間勤務としていること等により、利用定員に応じて算出した保育士数以上に必要となる保育士については、保育士と同等、これについては町長の認める者は保育士とできる、ただし、3分の2以上は保育士としてくださいよと。こういった規定に少し緩和されるということでございます。

それから、建物についても若干の改正がございまして、一番下のほうに書いていますけれども、4階以上の施設にかかわる特別非常階段、これの設置基準でございますけれども、これは、もともとは国土交通大臣が定めた構造仕様を用いるという。それにつきまして、さらには、そのほかに国土交通大臣の認定、こういった仕様規定と同等以上の性能を有すると、こういった認定したのも可とするというふうの条例改正でございます。これが第38号の議案の概要でございます。

それから、第39号のほうに移らせていただきます。

第39号につきまして、あわせて、このカラーのついた図面がございますので、願います。

これは宇治田原山手線でございます、緑苑坂から滋賀県境に向けて約1,200mの山手線区域メーターで事業を進めているところでございまして、これは2カ年にわたって昨年度と今年度で、用地買収については全て取得を終えようとそういう考えのもとで進めている事業でございます、今回28年度分につきまして、議案のほうに書いておりますように、宇治田原町禅定寺高尾におきまして、高尾6番1外5筆ということになりますけれども、田んぼと山林、合わせて2万5,671.72㎡の取得をしていきたいと。それによります金額でございますけれども、1億867万4,000円ということをお願いしたい。

これによりまして昨年度の分と合わせますと、合計の面積が7万8,854.03㎡になります。7万8,854.03㎡ということで、全ての用地取得、それから、金額につきましては3億8,466万6,000円ということで全てを終えたいというふうに思っております。なお、単価につきましては、田んぼは8,830円、山林については3,500円ということでございます。

取得の相手先については、1名のみ載せさせていただいて、外4名ということにさせてもらっております。

具体的な図面のほう見ていきますと、赤に塗っているところが今回お願いするところでございます、その他については昨年度までお願いしたところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（稲石義一） 以上、3件の議案の説明が終わりました。

委員から質問をお受けいたしたいと存じます。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） ないようでございますので、以上で6番目の提出議案についてを終わらせていただきます。

次に、報告案件でございますけれども、2件の案件がございますので、その2件につきまして説明をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、報告案件2件でございますので、よろしく願いいたします。

まず、報告第1号につきましては、一般会計についての繰越計算書ということで、繰

越額の確定ということでご理解を賜りたいと、調整ということでございますけれども。

1枚めくっていただきましたら、順次書いておりますけれども、総務費におきまして、こういった情報セキュリティ以下、金額を上げております。金額というふうに書いておりますのは、既に3月議会のほうでお願いし、枠どりといいですか、これだけ繰り越しをお願いいたしますということをした金額でございまして、その右の翌年度繰越額というのが、これが確定金額ということで今回ご報告を申し上げるものでございます。

この総務費、総務管理費の中で、1、2、3、4、5、6ありますけれども、全て3月の補正予算でということでお願いした分でございます。一番上の情報セキュリティ強化対策事業につきましては、情報のいわゆる認証制度とか、インターネットと分けるとか、そういったシステムの改良等をやっているところでございまして、現在、事業を進めているところでございます。

それから、3ということで民生費を上げております。社会福祉費、あるいは児童福祉費。特に上のほうの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費、これ大きな金額ですけれども、この民生費の2つ、両方ともこれも補正予算でお願いした分でございます。特に上の3、100万は大きい金額になっておりますけれども、これは5月から7月に受け付けをし、6月から支払いということで、今、支払いにつきましてはまだ始まったところでございます。そうなった状況で事業を進めているところでございまして、その下の200万円の横で199万8,000円ということ出していますけれども、これにつきましても8月から供用開始に向けて、現在システムの改良を進めているところでございます。

農林水産事業費につきましても、この金額で今進めているところでございまして、商工費についても同様で、農林も商工も全て補正予算でお願いした分でございます。現在、事業の進捗に努めているところでございます。

1枚めくってみまして2ページ目に移りますけれども、次は、この事業の一部繰り越しがございまして、土木事業費、それから山手線につきまして、まだ繰り越しといいですか、用地の残がございまして。そういった金額でございまして。それから、都市計画の空き家対策、これは補正でございまして、これも進めておりまして、あるいは教育ほうの学び塾についても、これもできるだけ早く開設できるように努力しているところでございます。

結果的に、合計なんですけれども、1億6,138万5,000円ということで、これは昨年度に比べまして6,400万余り減額というふうになっております。特に、

前々年度に比べまして、災害復旧等の繰り越しがなくなったということもあわせて減っております。

それから、ふえている要素につきましては、補正予算ということがかなり大きな部分を占めているところをごさいますして、報告の第2号のほうに移らせていただきますけれども、報告の第2号、これにつきましては水道の利用会計の繰り越しをごさいますして、これにつきましても立川の浄水の取水施設、この事業が主なものでございまして、1億1,640万円の繰り越しをお願いしてございます。

その他、そのほかの配水管合わせまして、1億2,440万ということで、この水道事業につきましては、昨年度に比べて5,200万余り増額となっておりますけれども、以上、ご報告をさせていただきました。以上、よろしくお願いたします。

○委員長（稲石義一） 繰り越しについての説明が終わりました。

以上で提出議案についてを終わらせていただきます。

続きまして、7つ目の議事日程（第1号）について、事務局から説明を願います。局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付させていただいております、平成28年第2回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）について説明をさせていただきたいと思っております。

平成28年6月9日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、4番、安本議員、7番、垣内議員をお願いをさせていただき予定としております。

日程第2の会期の決定でございますが、これにつきましても先ほど委員長のほうからご確認をいただきました、6月9日から6月23日までの15日間とさせていただきたく思っております。

日程第3、諸報告でございますが、陳情2件と要望1件がございますが、これにつきましては、次の⑧のほうで、後ほどご協議をいただければというふうに思っております。

この日程3の諸報告の後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

次、日程第4、日程第5ですが、報告第1号、第2号でございますが、一括提案という形で、町長より一括の報告をしていただく予定としております。報告案件になりますので、報告のみという形で対応したいと思っております。

日程第6から日程第9の4議案につきましても、一括提案をしていただきまして、付託前質疑を行いたいと思います。

あと、別紙付託等一覧にまとめさせていただいておりますけれども、議案第37号及び議案第39号につきましては総務建設常任委員会へ、議案第38号につきましては文教厚生常任委員会、また、議案第36号の一般会計の補正予算（第1号）につきましては、補正予算特別委員会へ付託を予定しております。

いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

日程（第1号）につきましては、説明は以上でございます。

○委員長（稲石義一） 説明が終わりましたので、委員から質疑をお受けいたしたいと存じます。何か、ただいまの議事日程について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） ないようでございますので、議事日程（第1号）について終わります。

次に、8つ目の要望等について、陳情2件、要望1件の受け付けをいたしております。

1つは、「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情、2つには、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求める陳情、そして、3つ目は、非核・平和施策に関する要望書でございます。

どのように対応すればよいのか、ご検討願います。

通例では、開会日の本会議において議場配付することといたしておりますが、そのとおり取り扱ってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） 異議がございませんので、そのような取り扱いとさせていただきます。9日に議場配付といたします。

続きまして、9番目の行政諸報告について、当局何かございませんか。久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 当局側からいたしまして、行政諸報告でございますが、いつもお願いをさせていただいております開会日、閉会日等の案件でございますが、まず、

につきましては、27年度の決算速報数値、昨年度も報告させていただいておりますが、6会計、一般会計また特別会計、水道事業会計、合わせて6会計の決算の速報数値、あくまで速報数値でございますので分析等までは至っておりませんが、数値の速報をさせていただきたいと考えております。

また、もう1件、国の地方創生戦略等を受けまして、本町の独自の取り組み、また、国の戦略に合わせての取り組み等につきまして一定の流れをご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（稲石義一） ただいまの諸報告については、9日の本会議散会後の部分についてはなしということで、23日の閉会後に全員協議会のほうに報告されるのが、決算の速報値と地方創生にかかわります国とか町の全体的な流れを説明いただくと、こういうことでの理解でよろしいでしょうか。久野村部長。

○総務部長（久野村観光） そのような形でお願いをしたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員長（稲石義一） 行政諸報告については以上のとおりとさせていただきます。

次に、10番目のその他でございますが、何かございませんか。副町長。

○副町長（田中雅和） 1件追加の議案をお願いしたいということで思っておりますので、説明させてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（稲石義一） はい、どうぞ。

○副町長（田中雅和） そしたら、ただいま、ちょっと資料をお配りさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（稲石義一） 資料配付が済みましたので、追加予定議案について、副町長より説明を求めます。

○副町長（田中雅和） それでは、今お手元にお配りさせていただきました資料に基づきまして、議案第40号ということで、私ども予定をさせていただいております。

中身につきましては、じん芥収集車、いわゆるパッカー車の更新でございます。

現在パッカー車のほうは10年も来ておりまして故障も多いということで、この更新につきましては、既に当初予算でもお願いもし、お認めもいただいているところでございますけれども、これが実はいろんな諸事情によりまして、入札が6月7日、来週の早々なんですけれども、そういった入札でございますので、議案としてご説明申し上げるのは、1番、取得しようとする財産、これが明文になっているわけでございますけれども、あるいは次の取得予定金額と、それから取得の相手方、この欄が入りません。記載することができませんので、現時点におきましては議案というふうに仕上げができませんので、これからできます6月7日以降であれば説明できると思っておりますので、これにつきまして入札の結果をここに記載させていただいて、それで議案として仕上げまして、これを追加提案ということをお願いしたいというふうに考えております。

なお、このパッカー車につきましては、現在はハイブリッドというそういった車でございますけれども、クリーンディーゼルの2トン車のパッカー車の購入、更新を予定しているところでございます。

追加議案としてお認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（稲石義一） ただいま当局から、じん芥収集車の取得について、6月7日に入札を行うので、その後、追加提案をお願いしたいというお申し出でございました。

これにつきまして、別添の日程等についてたたき台をつくっておりますので、事務局のほうから説明を願います。局長。

○議会事務局長（村山和弘） 6月7日の日に入札がもうこれ成立されますと、それに対する追加議案が出てくるということになりますので、一応ゴシックで書かせていただいておりますけれども、追加予定議案対応ということで。そうなりますと6月9日、先ほど委員長のほうから会期日程等について説明がありましたけれども、定例会開会10時、その後、議員協議会、本会議散会後に行いまして、その後、議会運営委員会を行っていただきまして、そこで追加提出議案のご説明をいただくというふうになります、6月9日。そして、6月14日の本会議再開日に、追加提案として、一般質問が終了した後、一応休憩を挟んだ後に追加提案をしていただくという予定をしております。そして、追加提案が成りましたら、その追加提案につきましては、6月16日の総務建設常任委員会のほうに付託をするというふうな流れになってこようかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） 追加提案については、以上の取り扱いをさせていただきたいと思っておりますが、これについて何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それでは、追加提案、もし、入札が不調に終わればこのことはないのでございますので、入札が成立して仮契約締結された折には、このような手続で運んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その他でございますけれども、一般質問の受け付けは6日月曜日となっております。8時半から17時ということでございます。

また、今後の予定でございますが6月9日木曜日、本会議の散会后、議員協議会、これは前回、これからこの後にもきょう進められます議会改革1件につきまして、全員に図りたいということでございます。また、その後には、先ほども副町長からございました追加案件につきましても、条件つきではございますけれども、議会運営委員会の開催

を予定いたしております。

また、6月22日水曜日、午前10時から議会運営委員会を開催予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、閉会后、23日、全員協議会終了後に議員協議会を、また、その後に広報編集委員会が予定されておりますので、申し添えておきます。

以上、定例会についてはこれにて終了いたします。

次に、日程第2、その他。

この際でございますので、何か発言しておきたいというものがございましたら、ご発言願いたいと思います。

当局何かございませんか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) 事務局。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) 委員のほうからも何もございませんので……。今西委員。

○委員(今西久美子) すみません、日程第1との関係もあるんですが、新名神、この間、西日本高速道路において事故があった関係もあって、ちょっと工事がおくれていると、私の地元であります郷之口の協議会においても、工事の説明を5月の末にはやるというような報告があったにもかかわらず、ちょっと工事の関係でおくれているという話もお伺いしていますが、その辺の状況、新名神の我が議会の特別委員会なんかでご報告というのはいただけないのでしょうか。

○委員長(稲石義一) 新名神は委員長がいらっしゃいますので、当局からその辺の情報を入手されているか、何かございましたらご発言願いたいと思います。

○副委員長(垣内秋弘) いや、特にございません、はい。

○委員長(稲石義一) 当局のほうは、何か新名神に関連しまして、事故等が多発しているんですけれども、その関係で本町におけます工事の関連についておくれを生じているような説明はやられているのか。副町長。

○副町長(田中雅和) 私自身のところまでは、その報告は上がってきておりません。ただ、建設事業部のところでそれなりに情報入っているかというそこまでは確認できませんので、少なくとも私自身のところには報告はまだ来ておらないのは事実でございます。ただ、町の建設事業部のほうには、一定の報告というのはあり得るかもしれませんというの、少しご説明させていただいておきます。

○委員長（稲石義一） 今西委員。

○委員（今西久美子） 住民の皆さんの関心もありますので、工事がそろそろ始まるという話もある中で、ちょっとどうなっているんですかというお話も伺っているところなので、議会として委員会をできれば開いていただいて、情報の提供をお願いしたいと思うんですが、行政として、事業部のほうは何らかの情報を持っているかもしれないというようなお話もありましたので、ちょっとその辺、調整もしていただいてご検討いただけたらと思うんですが。

○委員長（稲石義一） それでは、ネクスコからその辺の状況を町当局に説明があるかないか、なければやっていただきたいと、説明を。今もってなければ、そういうようなことを要請されて、説明していただいて、そのことをもって町当局と新名神の特別委員会の正副委員長と調整されて、もし、それが特別委員会を開催してご報告をするようなことになれば、その日程等を再度とるといようなことにさせていただくということでしょうか。

当局、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） じゃ、そのような取り扱いをさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） ないようでございますので、これをもちまして第2回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午前11時03分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 稲 石 義 一